

仙台市危機管理連絡本部会議設置要綱

(平成15年3月31日市長決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市における危機管理の総合的調整及び危機管理体制の充実強化を図るため、仙台市危機管理連絡本部会議（以下「連絡本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡本部会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の危機管理に関する基本方針の策定
- (2) 重要な危機管理に関する基本計画の作成
- (3) その他危機管理に関する重要な施策の策定
- (4) 仙台市災害対策本部条例（昭和38年仙台市条例第22号）に基づく仙台市災害対策本部、仙台市危機管理に関する要綱（平成18年3月31日市長決裁）に基づく仙台市危機対策本部、仙台市国民保護対策本部及び仙台市緊急対処事態対策本部条例（平成18年仙台市条例第35号）に基づく仙台市国民保護対策本部及び仙台市緊急対処事態対策本部並びに仙台市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年仙台市条例第33号）に基づく仙台市新型インフルエンザ等対策本部の効率的な運営に必要な庁内体制の整備
- (5) 仙台市防災会議条例（昭和37年仙台市条例第37号）第2条第1号の規定に基づき作成された仙台市地域防災計画、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定に基づき作成された仙台市国民保護計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定に基づき作成された仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画の円滑な実施に必要な庁内体制の整備
- (6) 危機管理に関する施策、計画等の実施の管理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める危機管理に関する事務

(組織)

第3条 連絡本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長が本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、連絡本部会議を招集し、その議長となる。

(調整会議)

第6条 連絡本部会議に、部会として危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、第2条第4号から第7号までに掲げる事務その他本部長が指定する事務を分掌する。
- 3 調整会議に部会長を置き、市長職務代理順序規則（平成19年仙台市規則第37号）に定める市長の職務を代理する副市長の順序の第1位の副市長をもって充てる。
- 4 調整会議に副部会長を置き、市長職務代理順序規則（平成19年仙台市規則第37号）に定める市長の職務を代理する副市長の順序の第2位の副市長をもって充てる。
- 5 調整会議に属すべき本部員は、危機管理監、総務局長、財政局長、消防局長及び付議された事項に関係する局の局長とする。
- 6 前2条の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

(調整会議への付議)

第7条 部会長は、危機管理に関する重要事項について、特に必要があると認めるときは、前条第2項の規定にかかわらず、当該事項を調整会議に付議し、審議することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、危機管理に関する重要事項について、危機管理監が必要と認めるとき又はその他の本部員が危機管理監と協議の上必要と認めるときは、当該事項を調整会議に付議することができる。
- 3 前項の協議は、必要な資料を添付してこれを求めなければならない。
- 4 危機管理監は、前項の規定により協議を求められた場合において、必要があると認めるときは、その事項に係りのある他の局の本部員に対し、協議を求めることができる。

(連絡本部会議への付議等)

第8条 部会長は、必要に応じ、調整会議における審議の結果を連絡本部会議に付議し、又は報告するものとする。

- 2 危機管理に関する重要事項で急施を要するものその他特別の事情があるもの（前条第2項の事務を含む。）について、危機管理監が必要と認めるとき又

はその他本部員が危機管理監と協議の上必要と認めるときは、当該事項を連絡本部会議に付議することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の協議について準用する。

(幹事)

第9条 連絡本部会議に幹事を置く。

2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、本部員は、必要があると認めるときは、本部員の属する局の課長のうちから、臨時に幹事を指名することができる。

4 幹事は、連絡本部会議の運営について本部員を補佐する。

(幹事会議)

第10条 危機管理監は、第7条第2項又は第8条第2項の規定により付議しようとする場合において、事前の調整を必要とすると認めるときは、座長及び幹事の全部又は一部により構成される幹事会議を招集することができる。

2 幹事会議に座長を置き、危機管理室長をもって充てる。

3 第4条第1項の規定は、座長について準用する。

4 部会長が、第7条第1項又は第8条第1項の規定により付議しようとする場合又は危機管理監以外の本部員が第7条第2項又は第8条第2項の規定により付議しようとする場合において、事前の調整を必要とすると認めるときは、危機管理監に対し幹事会議の招集を求めることができる。

5 座長は、意見聴取のため、幹事会議に危機管理監を出席させることができる。

(庶務)

第11条 連絡本部会議の庶務は、危機管理室危機管理課、危機管理室防災計画課、危機管理室減災推進課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡本部会議の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(仙台市防災対策連絡本部会議設置要綱の廃止)

2 仙台市防災対策連絡本部会議設置要綱(平成9年3月31日市長決裁)は廃止する。

附 則
この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成17年1月21日から実施する。

附 則
この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成17年10月3日から実施する。

附 則
この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則
この改正は、平成28年4月1日から実施する。

別表 1 (第 3 条 関係)

本 部 員	危機管理監	文化観光局長	ガス事業管理者
	総務局長	都市整備局長	病院事業管理者
	まちづくり政策局長	建設局長	青葉区長
	財政局長	議会事務局長	宮城野区長
	市民局長	会計管理者	若林区長
	健康福祉局長	消防局長	太白区長
	子供未来局長	教育長	泉区長
	環境局長	水道事業管理者	
	経済局長	交通事業管理者	

別表 2 (第 9 条 関係)

幹 事	危機管理室危機管理課長	議会事務局庶務課長
	危機管理室防災計画課長	会計室会計課長
	危機管理室減災推進課長	消防局総務課長
	総務局庶務課長	教育局総務課長
	まちづくり政策局政策調整課長	水道局総務課長
	財政局財政企画課長	交通局総務課長
	市民局区政課長	ガス局総務課長
	健康福祉局総務課長	市立病院総務課長
	子供未来局総務課長	青葉区区民生活課長
	環境局総務課長	宮城野区区民生活課長
	経済局経済企画課長	若林区区民生活課長
	文化観光局交流企画課長	太白区区民生活課長
	都市整備局総務課長	泉区区民生活課長
	建設局総務課長	